



島根県報

平成20年 9 月 9 日 (火)
第 2,016 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則		
島根県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	(都 市 計 画 課)	1
告 示		
生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定 (2 件)	(地 域 福 祉 課)	1
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(")	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	(")	2
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(高 齢 者 福 祉 課)	3
介護保険法の規定に基づく指定研修実施機関の指定	(")	3
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障 害 者 福 祉 課)	3
県営土地改良事業の工事の完了	(農 村 整 備 課)	4
保安林の指定施業要件の変更	(森 林 整 備 課)	4
正 誤		
平成20年 8 月29日付け島根県報第2,013号中	(土 木 総 務 課)	4

公布された条例等のあらまし

◇島根県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (規則第64号)

島根県屋外広告物条例の一部を改正する条例 (平成20年島根県条例第39号) の施行期日は、平成21年 4 月 1 日とすることとした。

規 則

島根県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成20年 9 月 9 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第64号

島根県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

島根県屋外広告物条例の一部を改正する条例 (平成20年島根県条例第39号) の施行期日は、平成21年 4 月 1 日とする。

告 示

島根県告示第736号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の 2 第 1 号の規定により告示する。

平成20年9月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
とまと薬局 長沢店	浜田市長沢町550 - 16	平成20年9月1日
ニコニコ薬局	松江市東津田町1769 - 5	平成20年9月1日
武田医院	出雲市東神西町950 - 3	平成20年8月19日
武田クリニック	出雲市湖陵町差海159 - 1	平成20年8月11日

島根県告示第737号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成20年9月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

施術機関の名称	所在地	指定年月日
はまだ整骨院	松江市山代町476 - 11	平成20年7月19日

島根県告示第738号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成20年9月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
武田医院	出雲市東神西町950 - 3	平成20年8月7日
武田クリニック	出雲市湖陵町差海159 - 1	平成20年8月7日

島根県告示第739号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成20年9月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
医療法人社団日立記念病院	安来市安来町1278 - 5	介護予防訪問看護	訪問看護ステーション 社日ケアセンター	安来市安来町1278 - 5	平成20年6月11日

松江保健生活協同組合	松江市西津田八丁目 8 番10号	訪問介護	学園ヘルパーステーション	松江市学園二丁目 7 番16号	平成20年 9 月 1 日
松江保健生活協同組合	松江市西津田八丁目 8 番10号	介護予防訪問 介護	学園ヘルパーステーション	松江市学園二丁目 7 番16号	平成20年 9 月 1 日

島根県告示第740号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項及び第53条第 1 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第 1 号及び第115条の 9 第 1 号の規定により告示する。

平成20年 9 月 9 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
松江保健生活協同組合	訪問介護	学園ヘルパーステーション	松江市学園二丁目 7 番16号	平成20年 9 月 1 日
	介護予防訪問介護			

島根県告示第741号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第69条の33第 1 項の規定に基づき、指定研修実施機関を次のとおり指定したので、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第35条の10第 3 項の規定により告示する。

平成20年 9 月 9 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定研修実施機関の名称	指定研修実施機関の所在地	研 修 の 名 称	指 定 年月日
特定非営利活動法人島根県介護支援専門員協会	松江市袖師町 6 番20号野津ビル 205号	島根県介護支援専門員実務研修	平成20年 4 月 1 日

島根県告示第742号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第 1 項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第 2 条の規定により告示する。

平成20年 9 月 9 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
竹本 大樹	外科	益田赤十字病院	益田市乙吉町イ103 - 1	平成20年 8 月26日
木村 雅広	呼吸器科	独立行政法人国立病院機構松江病院	松江市上乃木 5 丁目 8 番31号	平成20年 8 月26日

島根県告示第743号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成20年9月9日

島根県知事 溝口善兵衛

事業名	完了年月日
若宮地区用排水施設事業（県営水田農業経営確立排水対策特別事業）	平成20年7月1日
以南東部地区用排水施設事業（県営経営体育成基盤整備事業）	平成20年7月1日

島根県告示第744号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成20年9月9日

島根県知事 溝口善兵衛

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

平成10年7月30日農林水産省告示第1108号、平成10年8月17日農林水産省告示第1231号、平成11年1月22日農林水産省告示第97号、平成11年2月24日農林水産省告示第322号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

正

誤

平成20年8月29日付け島根県報第2,013号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
11	下から20	1,000点	1,200点
	下から9	(ウ) 監理技術者又は主任技術者のいずれかは、元請又は共同企業体の代表者の技術者として	(ウ) 監理技術者又は主任技術者のいずれか1名は、ダムの工事経験が10年以上あり、かつ、
	下から7	配置する監理技術者または主任技術者の上記以外のいずれか1名は、ダムの工事経験が10年以上あること。また、	配置する監理技術者または主任技術者の上記以外のいずれか1名は、ダムの工事経験が10年以上あり、かつ、